

東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）設計業務委託
公募プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 委託業務名 東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）設計業務委託

(2) 実施主体 埼玉県・春日部市

(3) 目的

東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）は、埼玉県と春日部市が共同で進める事業であり、地域産業の振興や地域住民の交流・活動を促進する複合拠点施設として整備するものである。

今回、県・市の公共施設の整備にあたり、基本コンセプト「『都市の森』の創造」を定め、これからの公共施設の先導的モデルになり得る施設を整備することを目指すことにした。

そこで、本事業を実施するにあたっては、優れた技術提案を広く求めながら、施設整備の理念、方針を初めとする各種要件等を的確に捉えた本事業に最適な設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用することとなった。本要領は、創造性や技術力、課題解決力に優れた設計者を選定するための手続きについて定めたものである。

(4) 委託業務内容

詳細は、東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）設計業務委託特記仕様書に示す。

(5) 履行期限 平成22年3月25日（木）

(6) 予算額 130,141,000円

2 応募者の構成等

(1) 応募者は、単独又は特定共同企業体（以下「JV」という。）とする。契約時またはその後に県・市の承諾を得ることを条件に、協力事務所を予定することは差し支えない。

なお、応募者がJVである場合は、出資比率が最大の者を「代表事務所」とし、代表事務所を県・市との交渉窓口とすること。

(2) 応募者は、他の応募者を兼ねることはできない。また、他のJVの構成員や他の応募者の協力事務所となることはできない。なお、JVの構成員も同様とする。

3 応募者の資格要件

(1) 平成21・22年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の設計・調査・測量業務において、業務分類（大）が建築関連コンサルタントに登録されて

- いる者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (2) 平成21・22年度春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿又は春日部市の東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業競争入札参加者名簿の建築関連コンサルタント業務に登録された者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
 - ② 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第104条において準用する同規則第91条の規定により県の随意契約に参加させないこととされた者
 - ③ 春日部市契約規則（平成17年春日部市規則第126号）第33条において準用する同規則第15条の規定に該当する者
 - ④ 春日部市建設工事請負等競争入札参加者の資格及び資格審査会に関する規則（平成17年春日部市規則第128号）第3条第5項の規定に該当する者
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
 - ⑥ 埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外を受けている者
 - ⑦ 春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外を受けている者
- (4) 公告日以後契約締結日までに埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱又は春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がないこと。
- (5) 企業等が単独で応募する場合は当該企業等の実績、JVで応募する場合はその代表事務所の実績として、以下の各号に該当していること。なお、JVの構成員としての設計実績の場合は、ここでいう実績として含めないものとする。
- ① 平成11年4月1日以降に、元請として延床面積5,000㎡以上の複合施設の設計実績を有していること。
 - ② 平成11年4月1日以降に、元請としてホール部分面積500㎡以上の平土間の多目的ホールの設計実績を有していること。
- ※ ①②の業務について契約書の写し又は完了検査結果通知書等の写しを提出すること。
- (6) 平成21年4月1日現在、一級建築士20名、建築設備士5名以上を保有していること。
- ※ (5)(6)は、JVにより設計業務にあたる場合は、その代表事務所が満たしていること。

4 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本手続に関する資格を失うことがある。

- (1) 技術提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (2) 技術提案書の記載が「別紙 提案の記載にあたっての留意事項」に適合していないとき。
- (3) 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

- (4) 技術提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (5) 技術提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 応募者が、契約候補者を選定するまでの間、審査委員会に対する公正な審査を妨げる行為をしたとき。

5 窓口・問い合わせ先

契約候補者の選定は、県・市共同で行うが、事務手続きの窓口は、下記のとおり県に統一する。

埼玉県産業労働部産業拠点整備課東部ふれあい拠点担当
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号
電話 048-830-7618 (直通)
FAX 048-830-4817
e-mail a3930-03@pref.saitama.lg.jp
(1MBを超えるデータは通信不能)

6 手続き

(1) 関係資料及びその配布方法

- ① 配布資料
 - (ア) 東部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)設計業務委託公募プロポーザル実施要領(本資料)
 - (イ) 東部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)設計業務委託特記仕様書
 - (ウ) 東部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)の基本コンセプト
 - (エ) 東部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)設計業務委託公募プロポーザル様式集
- ② 配布方法
 - ・埼玉県又は春日部市ホームページからのダウンロードを原則とする。
- ③ 配布期間
 - ・平成21年7月10日(金)～平成21年7月23日(木)

(2) 技術提案書の提出

- ① 提出期限 平成21年7月23日(木)午後1時まで
- ② 提出書類 「東部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)設計業務委託プロポーザル提出書類様式集」に規定する技術提案書(表紙)及び様式1～7の書類、本設計業務の見積書
- ③ 提出場所 「5 窓口・問い合わせ先」に同じ。
土日祝日を除く9:00～17:00
(事前連絡のうえ来庁すること)
- ④ 提出方法 持参
- ⑤ 提出部数 15部(片面印刷、左綴じ、カラー使用可)とする。あわせて、技術提案書の電子データ(Word又はExcel形式、又はPDF形式)を保存したCDを2枚提出すること。
ただし、見積書(税抜き価格、内訳不要、宛名は知事名と市長名の連名、代表者印押印の上で封緘のこと)については1部のみ提出とする。

(3) 質問・回答の取扱い

本資料を含む(1)①配付資料の記載内容について質問がある場合は、次のと

おり提出すること。ただし、(ウ) 「東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）の基本コンセプト」及び平成21年1月20日入札公告時に公開している「東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業業務要求水準書」についての質問は受け付けない。

- ① 提出期限 平成21年7月14日（火）午後1時まで
- ② 提出方法 質問内容を簡潔にまとめ、様式8に記載し、電子メールで提出すること。

e-mail a3930-03@pref.saitama.lg.jp
(1MBを超えるデータは通信不能)

- ③ 質問に対する回答
質問に対する回答は、平成21年7月17日（金）中に埼玉県ホームページ上に掲示する予定である。

7 技術提案書の特定

(1) 東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）設計業務プロポーザル審査委員会
当該業務に係る契約候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、東部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。審査委員会は、提出された技術提案書について審査を行い、技術的な最適案の特定を行う。

(2) 審査委員会

審査委員の氏名及び所属は次のとおり。

氏名	所属
伊藤 庸一	日本工業大学工学部教授
高村 淑彦	東京電機大学工学部教授
藤尾 勉	埼玉県都市整備部設備課長
横山 利夫	春日部市都市整備部次長

(敬称省略)

8 技術提案書提出後の予定

本プロポーザルの審査は、二段階方式で実施する。

(1) 資格審査及び一次審査

提出された技術提案書の内容により選定する。

- ① 選定基準
 - (ア) 「3 応募者の資格要件」の条件を満たしていること。
 - (イ) 「4 資格の喪失に関する事項」に該当していないこと。
 - (ウ) 業務実施体制・工程計画が現実的であり、業務の遂行に問題がないこと。
 - (エ) この要領が定める記載条件を満たしていること。

② 結果通知

審査結果については、二次審査までに文書で通知する。なお、この結果通知について、異議は認めない。

(2) 二次審査（技術提案を求める具体的テーマ）

提出された技術提案書のうち提案の記載内容及びヒアリングによって選定する。

提案は、「別紙 提案の記載にあたっての留意事項」に記載する具体的テーマについて、文章及び文章を補完するための最小限のイラスト等で簡潔・明瞭に表現すること。

① ヒアリング依頼方法

(ア) 資格審査及び一次審査において選定された者に対して、ヒアリングを実施する。

(イ) 上記について、FAX及び郵送により通知する。

② ヒアリング予定日

平成21年8月4日（火）又は5日（水）

③ ヒアリングの方法

ヒアリングは、提出された技術提案書をもとに行う。

当日、プロジェクター、模型、追加資料等の持ち込みは禁止する。ただし、審査委員会が求めた追補資料についてはこの限りではない。

また、説明の便宜上、技術提案書、追補資料を拡大したパネル等の持ち込みは差し支えない。

その他の詳細については、(2)①(イ)の通知の際に通知する。

④ 選定結果通知方法

(ア) 二次審査終了後、最適案及び次点案を特定し、書面にて通知する。

(イ) 審査において最適案及び次点案とならなかった者に対して、書面により通知する。

(ウ) 各通知は、FAX及び郵送により通知する。

9 契約候補者の選定

二次審査の結果、最適案を提案した者を契約候補者として選定する。ただし、当該最高点の応募者が複数ある場合には、審査委員会の合議により選定する。また、提出された技術提案のいずれも県・市が意図する内容を満たしていないと審査委員会の合議により判断された場合には、最適案を選定しないことがある。

なお、辞退等の理由により契約候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点案を提案した者を契約候補者に選定する。

10 結果の公表

審査結果については、県・市ホームページで公表する。最適案を提案した者の事務所名等及び得点を公表し、それ以外の者は得点のみを公表する。ただし、最適案を提案した者が辞退等の理由により契約締結に至らなかった場合には、次点案を提

案した者の事務所名等を公表する。

11 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ① 言語 日本語
 - ② 通貨 日本円
- (3) 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及びヒアリングを実施する旨の通知が到達しなかった場合は、ヒアリングを受けることができない。
- (4) 技術提案書の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。
- (5) 提出された技術提案書の著作権は、応募者に帰属する。
ただし、公表その他、県・市が必要と認める用途に用いる場合、契約候補者として選定された応募者の技術提案書類の全部又は一部を将来にわたり無償で使用することができるものとする。
- (6) 提出された技術提案書は返却しない。
- (7) 提出された技術提案書は、審査目的以外には応募者に無断で使用しない。
- (8) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。又、様式4-1及び様式4-2に記載した配置予定の技術者は、原則として変更することはできない。
- (9) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とすることができる。
- (10) 見積価格は、技術提案書の評価に影響しない。提出された見積書は契約候補者以外の提案者に、封書を開披せずに返還する。
- (11) 「1(6)予算額」は、県・市の予算計上額の合計額であり、業務委託契約時の予定価格は別途定めるものである。
- (12) 本設計業務を受託した者（協力事務所を含む。）及びこれと資本関係又は人的関係のある者は、本件にかかる建設工事の入札に参加することはできない。
資本関係とは、①親会社（会社法第2条第4号。以下同じ。）と子会社（同条第3号。以下同じ。）の関係にある場合、及び②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。
人的関係とは、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合をいう。
- (13) JVの組成時や協力事務所を選定する際には、JVの構成員又は協力事務所に春日部市ほか埼玉県内に本店を有する者を選定するよう配慮すること。

以上

別紙 提案の記載にあたっての留意事項

7 提出形式・部数

種類	内容	サイズ・枚数	提出部数
表紙	技術提案書の表紙	A 4 判 (片面印刷) 各 1 枚	正 2 部 副 1 3 部
様式 1	法人概要調書		1 5 部
様式 2	業務実績調書		
様式 3 - 1	業務実績の概要・特徴 (複合施設)		
様式 3 - 2	業務実績の概要・特徴 (多目的ホール)		
様式 4 - 1	担当技術者名簿及び業務分担表 (その 1)		
様式 4 - 2	担当技術者名簿及び業務分担表 (その 2)		
様式 5	設計業務実施体制		
様式 6	設計工程計画		
様式 7 - 1	提案テーマ (ア)		
様式 7 - 2	提案テーマ (イ)		
様式 7 - 3	提案テーマ (ウ) a		
任意様式	導入実績・実証データ・導入への合理性		
様式 7 - 4	提案テーマ (ウ) b	1 部	
見積書	本設計業務における見積書		任意

※) 技術提案書は上記の様式順 (表紙～様式 7 - 4) に作成し、A 4 版縦左上のホッチキス綴じとします。

イ 提案テーマ

本施設を整備するにあたり、基本コンセプト「一埼玉県と春日部市が提案する未来建物－『都市の森』の創造」として、森の 3 つの理念と 9 つのアプローチを定めました。そこで、理念を実現するため各アプローチを踏まえた提案を行ってください。

(ア)「Ⅰ 地域をはぐくむ－まちづくりのシンボル－」という理念を体現した施設を設計するにあたって、各施設の配置及び機能性、東武鉄道利用者から見たときに「埼玉」や「春日部」を強く印象づけるようなデザイン、シンボル性について、どのような課題があり、どのような点について配慮をすべきであるか提案してください。 (配点：20)

(イ)「Ⅱ ふれあう－緑と人のふれあい－」という理念を実現するにあたり、オープンスペースのにぎわいづくりと緑化のバランスについて、どのような課題があり、どのような点について配慮して設計するのか提案してください。 (配点：20)

(ウ)「Ⅲ 環境をまもる－『省 CO2』の最先端モデル－」という理念を実現し、これからの公共施設の先導的モデルとなるような環境配慮型の施設を目指しています。

a ライフサイクルコスト (初期費用、維持管理費用、運営費用、更新費用を含む。) 及びライフサイクル CO2 の削減について、どのような課題があり、どのような点について配慮して設計するのか、基本的な考え方及び具体的な建築上の工夫、設備・機器、運用方法などについて期間を 50 年間に設

定して最も合理的なものを提案してください。(配点：40)

- b aで提案した施設において、自然エネルギー・新エネルギーの導入を利用者への啓発目的に行おうとする場合、どのような課題があり、どのような点について配慮して設計するのか、機器・設備、建築上の工夫について提案してください。(配点：20)

- ① 具体的テーマ(ア)～(ウ))について、A4判各1枚計4枚(片面のみ使用。文字10.5ポイント以上、1600字以内。スペースを含む。カラー可。(ウ)についてはa、b各1枚。)に文章及び文章を補完するための最小限のイラスト等で簡潔・明瞭に表現すること(イラスト等は文字数に含まないが、文字を含めA4判の範囲内に収めること)。

そのほか(ウ)aの提案については、提案する建築上の工夫、機器・設備等について、提示することが可能なかぎりにおいて導入実績や実証データ及び当施設に導入することの合理性についてA4判1枚程度で簡潔に示し提出すること(必要に応じて追補を求める場合があります)。

- ② 具体的テーマ(ア)～(ウ))につき各提案の冒頭に以下のようにそれぞれ記載すること。

なお、テーマ名は字数に含まない。

(ア)「I 地域をはぐくむーまちづくりのシンボルー」

(イ)「II ふれあうー緑と人のふれあいー」

(ウ)a「III 環境をまもるー『省CO2』の最先端モデルー」

(ウ)b「III 環境をまもるー『省CO2』の最先端モデルー」

- ③ 設計図、模型、模型写真、透視図等設計の内容が具体的に表現されたものであってはならない。

- ④ 事務所名等応募者が判別できるものは記載してはならない。

- ⑤ 提案にあたって、現時点の県市の想定を知りたい場合は、「東部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)設計業務委託特記仕様書」及び平成21年1月20日入札公告時に公開している「東部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業業務要求水準書」を参照すること。

- ⑥ その他については、以下を参考とすること。これらの数値は、不成立になった前回の入札時の数値を元としているので、経費の上限やフロアプランの固定を意図していない。あくまで提案のための目安であり、実際の設計にあたっての決定事項ではない。

提案にあたって、よりよい案があればあわせて提案されることを期待している。

- ・総事業費想定(前回債務負担行為設定額) 約45億円(税込み)
- ・駐車場の階層 1階平面
- ・多目的ホールの階層 4階相当部分
- ・専有面積/延床面積(駐車場部分を除く) 62.75%
- ・設計委託ほか工事費外経費 約3.3億円(税込み)
- ・主な諸室の利用状況 平成21年1月20日入札公告時に公開している「施設運営計画の概要(参考資料2)」及び以下の表を参照のこと。

表・稼働時間等の想定（目安）

			開館／業務時間
県施設	産業支援施設	創業支援	通年：24時間 入居数：20社
		交流支援スペース	通年：午前9時～午後10時 稼働率：50％／営業時間（午前・午後・夜間の三区分制単位）
		商工団体等	祝日、年末年始を除く：午前8時30分～午後5時15分 一部に業務時間がパスポートセンターと同じ施設がある（団体E・埼玉県国際交流協会・春日部支所）
	パスポートセンター	受付時間 月・水・金・日：午前9時～午後4時30分 （職員 午前8時30分～午後5時15分） 火・木：午前9時～午後7時30分 （職員 午前8時30分～午後7時45分） 土曜・年末年始：閉庁	
市施設	市民活動センター		年末年始を除く：午前9時～午後10時
	保健センター	保健センター （除く三師会）	年末年始を除く：午前9時～午後10時 稼働率：55％／営業時間（午前・午後・夜間の三区分制単位）
		三師会※	通年：24時間
駐車場、駐輪場			午前6時～午後11時

※三師会（医師会事務室、歯科医師会事務室、薬剤師会事務室）

審査基準の概要

別紙

提案テーマ	審査項目	審査の視点
(ア)	課題の把握 (10点)	・各施設の配置、機能性やシンボル性等について課題を適切に把握しているか。
	提案の独創性 (10点)	・上記課題に対してどのように配慮がなされ、提案に独創性があるか。
(イ)	課題の把握 (10点)	・オープンスペースのにぎわいづくりと緑化のバランスについての課題を適切に把握しているか。
	提案の独創性 (10点)	・上記の課題に対して、どのように配慮がなされ、提案に独創性があるか。
(ウ)a	課題の把握 (5点)	・『省CO2』の先端モデルという理念を実現するにあたって、LCC及びLCCO2の削減を両立するための課題を適切に把握しているか。
	提案の妥当性 (10点)	・上記の課題に対して、どのように配慮がなされ、提案に妥当性があるか。
	提案内容の実績と実証性 (10点)	・提案内容に対する実績や実証データの裏付け(データは複数であり、かつ建築・設備それぞれのデータがあるか。)があるか。 ・データに信頼性があるか。
	提案の先導性 (15点)	・機器・設備、建築上の工夫などハード面における省エネ技術を組み合わせた提案であるか。 ・施設の運用に応じた設備の効率的な採用が提案されているか。 ・(ピークカットによる契約電力料金の削減など、)LCCに考慮した設備を取り入れているか。
(ウ)b	課題の把握 (5点)	・『省CO2』の先端モデルという理念を実現するにあたって、自然エネルギー、新エネルギーの導入による課題を適切に把握しているか。
	提案の先導性 (15点)	・自然エネルギー、新エネルギーの導入について啓発効果があるか。 ・啓発を超えたコスト減の効果があり、説得力があるか。 ・本施設における導入について、合理性があるか。